



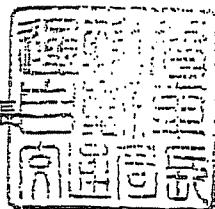
自技第234号

自環第244号

平成10年11月12日

社団法人 日本自動車工業会会长 殿

運輸省自動車交通局長



「道路運送車両法の保安基準に係る技術基準について」の一部改正
について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成10年運輸省令第69号）により、制動装置等12種類の装置について、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則（ECE規則）第3号、第7号、第13号、第19号及び第28号との整合化が図られたことに伴い、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について」

（昭和58年10月1日自車第899号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員にこの旨周知願ふ所お願いします。

「道路運送車両の保安基準の一改正に伴う技術基準の制定について」（昭和50年3月7日自車第92号）は、平成10年11月24日をもって廃止します。

別添

「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について」(昭和58年10月1日自車第899号)
新旧対照表

現	正	累		現	行
各陸運局長 沖側総合事務局長 交通安全公害研究所所長	自車第899号の2 昭和58年10月1日	各陸運局長 沖側総合事務局長 交通安全公害研究所所長	自車第899号の2 昭和58年10月1日	各陸運局長 沖側総合事務局長 交通安全公害研究所所長	自車第899号の2 昭和58年10月1日
自動車局長		自動車局長		自動車局長	
道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依頃通達)		道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依頃通達)		道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依頃通達)	
標記について、別紙のとおり関係団体あて通知したので了知された。		標記について、別紙のとおり関係団体あて通知したので了知された。		標記について、別紙のとおり関係団体あて通知したので了知された。	
別紙		別紙		別紙	
(社)日本自動車工業会会長 (社)日本自動車部品工業会会長 (社)日本自動車輸入組合理事長 (社)日本自動車整備振興会連合会会長 (社)日本自動車車体工業協会会長 (社)日本産業車両協会会長	自車第899号 昭和58年10月1日	(社)日本自動車工業会会長 (社)日本自動車部品工業会会長 (社)日本自動車輸入組合理事長 (社)日本自動車整備振興会連合会会長 (社)日本自動車車体工業協会会長 (社)日本産業車両協会会長	自車第899号 昭和58年10月1日	(社)日本自動車工業会会長 (社)日本自動車部品工業会会長 (社)日本自動車輸入組合理事長 (社)日本自動車整備振興会連合会会長 (社)日本自動車車体工業協会会長 (社)日本産業車両協会会長	自車第899号 昭和58年10月1日
自動車局長		自動車局長		自動車局長	
道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依頃通達)		道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依頃通達)		道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依頃通達)	
道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)への適合性を適正、かつ、能率的に判断するために、今般、保安基準の解釈として、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準」を別添のとおり定めたので、貴会員下会員による周知徹底力お願いする。		道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)への適合性を適正、かつ、能率的に判断するために、今般、別添のとおり道路運送車両の保安基準に係る技術基準を定め、保安基準に規定された下記の項目について、この技術基準又はこれと同等以上の基準に適合するものを保安基準に適合するものとして取り扱うこととしたので、貴会員下会員にこの旨周知徹底力お願いする。		道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)への適合性を適正、かつ、能率的に判断するために、今般、別添のとおり道路運送車両の保安基準に係る技術基準を定め、保安基準に規定された下記の項目について、この技術基準又はこれと同等以上の基準に適合するものを保安基準に適合するものとして取り扱うこととしたので、貴会員下会員にこの旨周知徹底力お願いする。	

記

1～4	(略)	1～4	(略)
5 乗用車の制動装置の技術基準 (保安基準第12条第2項関係) の2 (略)	5 (略)	5 (略)	(略)
6～8 (略)	6～8 (略)	6～8 (略)	(略)
9 運転車両の制動装置の技術基準 (保安基準第13条第5項関係) の2 (略)	9 (略)	9 (略)	(略)
10～19 (略)	10～19 (略)	10～15 (略)	(略)
17 座席及び座席位置の技術基準 (保安基準第22条第6項関係) の2 (略)	17 (略)	16～20 (略)	(略)
22 年少者用加速度遮断装置の技術基準 (保安基準第22条の5関係) の2 (略)	22 (略)	21 ～1組式少年者用加速度遮断装置の技術基準 (保安基準第22条の5関係) の2 (略)	(略)
24～25 前照灯の技術基準 (保安基準第32条第1項第2号及び第2項第2号関係) の2 (略)	24～25 (略)	22～31 前照灯の技術基準 (保安基準第32条第1項第2号及び第2項第2号関係) の2 (略)	(略)
33 血液凝固の技術基準 (保安基準第37条第2項関係) の2 (略)	33 (略)	33 (略)	(略)
36 重機工具の技術基準 (保安基準第37条第2項関係) の2 (略)	36 (略)	36 重機工具の技術基準 (保安基準第37条第2項関係) の2 (略)	(略)
37 並列上側端紅色技術基準 (保安基準第37条第2項関係) の2 (略)	37 (略)	37 並列上側端紅色技術基準 (保安基準第37条第2項関係) の2 (略)	(略)
38 並列左側端紅色技術基準 (保安基準第37条第2項関係) の2 (略)	38 (略)	38 並列左側端紅色技術基準 (保安基準第37条第2項関係) の2 (略)	(略)
39 並列右側端紅色技術基準 (保安基準第37条第2項関係) の2 (略)	39 (略)	39 並列右側端紅色技術基準 (保安基準第37条第2項関係) の2 (略)	(略)
40 (略)	40 (略)	40 (略)	(略)
41 尾灯の技術基準 (保安基準第37条第2項関係) の2 (略)	41 (略)	41 尾灯の技術基準 (保安基準第37条第2項関係) の2 (略)	(略)
42 指節上側端紅色技術基準 (保安基準第37条第4項第2項関係) の2 (略)	42 (略)	42 指節上側端紅色技術基準 (保安基準第37条第4項第2項関係) の2 (略)	(略)
43 指節左側端紅色技術基準 (保安基準第37条第4項第2項関係) の2 (略)	43 (略)	43 指節左側端紅色技術基準 (保安基準第37条第4項第2項関係) の2 (略)	(略)
44 大型集約反射器の技術基準 (保安基準第37条第3項1項関係) の2 (略)	44 (略)	44 大型集約反射器の技術基準 (保安基準第37条第3項1項関係) の2 (略)	(略)
45 制動灯の技術基準 (保安基準第39条第2項第2項関係) の2 (略)	45 (略)	45 制動灯の技術基準 (保安基準第39条第2項第2項関係) の2 (略)	(略)
46 制動燈の技術基準 (保安基準第39条第2項第2項関係) の2 (略)	46 (略)	46 制動燈の技術基準 (保安基準第39条第2項第2項関係) の2 (略)	(略)
47 犬用排泄物の技術基準 (保安基準第40条第2項第2項関係) の2 (略)	47 (略)	47 犬用排泄物の技術基準 (保安基準第40条第2項第2項関係) の2 (略)	(略)
48 豊富な技術基準 (保安基準第40条第3項第2項関係) の2 (略)	48 (略)	48 豊富な技術基準 (保安基準第40条第3項第2項関係) の2 (略)	(略)
49 車輪の技術基準 (保安基準第40条第3項第2項関係) の2 (略)	49 (略)	49 車輪の技術基準 (保安基準第40条第3項第2項関係) の2 (略)	(略)
50 重量車用装置の技術基準 (保安基準第40条第3項2項関係) の2 (略)	50 (略)	50 重量車用装置の技術基準 (保安基準第40条第3項2項関係) の2 (略)	(略)
51 重量魚竿の技術基準 (保安基準第44条第2項第3項3号関係) の2 (略)	51 (略)	51 重量魚竿の技術基準 (保安基準第44条第2項第3項3号関係) の2 (略)	(略)
52 重量魚竿の技術基準 (保安基準第44条第2項第3項3号関係) の2 (略)	52 (略)	52 重量魚竿の技術基準 (保安基準第44条第2項第3項3号関係) の2 (略)	(略)
53 サンバイザーカーの技術基準 (保安基準第44条第2項第3項関係) の2 (略)	53 (略)	53 サンバイザーカーの技術基準 (保安基準第44条第2項第3項関係) の2 (略)	(略)
54 車用荷物計の技術基準 (保安基準第44条第2項第3項関係) の2 (略)	54 (略)	54 車用荷物計の技術基準 (保安基準第44条第2項第3項関係) の2 (略)	(略)
55 重量表示装置の技術基準 (保安基準第44条第3項2項関係) の2 (略)	55 (略)	55 重量表示装置の技術基準 (保安基準第44条第3項2項関係) の2 (略)	(略)
56 別添1～別添2 (略)	56 (略)	56 別添1～別添2 (略)	(略)

別添3 トラック及びバスの制動装置の技術基準

1. 通用範囲

この技術基準は、自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する自動車、最高速度25km/h未満の自動車、被けん引自動車（以下「トレーラ」という。）を除く。）の制動装置に適用する。

2~5 (略)

別添4 (略)

乗用車の制動装置の技術基準 (本文略)

別添5 乗用車の制動装置の技術基準

1. 通用範囲

この技術基準は、平成15年12月1日以前に製造された専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する自動車、最高速度20km/h未満の自動車並びに被けん引自動車を除く。）の制動装置に適用する。

2. ~4.1 (略)

4.4.2 (略)

(1) 停止距離で判定する場合

3.4.2の試験を行ったとき、停止距離は、次の計算式に適合すること。

$$S = 0.1 V_0 + 0.025 V_0^2$$

(2) 滅滅度で判定する場合

3.4.2の試験を行ったとき、平均飽和減速度は、 1.5m/s^2 以上であること。

5. 同等基準

5.1 車両及び車両の構成部品又は車両における停止距離の補正測定値（単位 m）
 V_0 km/h、試験における側面衝突速度の規定値（単位 km/h）
 (1) 滅滅度で判定する場合
 3.4.2の試験を行ったとき、平均飽和減速度は、 1.5m/s^2 以上であること。
 同等基準

5.1 ICE規則No.13II CRASH TEST GROUP II, 216/Augend.-1992年11月24日改訂は、
 本技術基準と同等な基準の例とする。
 5.2 FWSS No.135 Docket No.15-01; 5 Federal Register vol.56 No.128 July 3, 1991は、本技術基準と同等な基準の例とする。

別添6 (略)

別添7 制動液漏れ警報装置の技術基準

別添3 トラック及びバスの制動装置の技術基準

1. 通用範囲

この技術基準は、自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人未満の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、カタビラ及びそりを有する陸上自動車、被けん引自動車（以下「トレーラ」という。）を除く。）の制動装置に適用する。

2~5 (略)

別添4 (略)

別添5 乗用車の制動装置の技術基準

1. 通用範囲

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する陸上自動車、被けん引自動車並びに被けん引自動車を除く。）の制動装置に適用する。

2. ~4.1 (略)

4.4.2 (略)

(1) 停止距離で判定する場合

3.4.2の試験を行ったとき、停止距離は、次の計算式に適合すること。

$$S = 0.1 V_0 + 0.015 V_0^2$$

(2) 滅滅度で判定する場合

3.4.2の試験を行ったとき、平均飽和減速度は、 2.0m/s^2 以上であること。

5. 同等基準

5.1 ICE規則No.13II CRASH TEST GROUP II, 216/Augend.-1992年11月24日改訂は、
 本技術基準と同等な基準の例とする。
 5.2 FWSS No.135 Docket No.15-01; 5 Federal Register vol.56 No.128 July 3, 1991は、本技術基準と同等な基準の例とする。

別添6 (略)

別添7 制動液漏れ警報装置の技術基準

乗用車の制動装置の技術基準

1. 適用範囲等

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度25km/h以下の自動車並びに被けん引自動車を除く。）に備える制動装置に適用する。（保安基準第12条第2項関係）

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）第13号と調和したものである。

2. 定義

- 2.1. 「制動装置」とは、走行中の自動車を減速若しくは停止させ、又は自動車が既に停止している時は停止状態を維持させるための機能をもつ部品の組み合わせをいう。当該装置は、操作装置、伝達装置及び制動装置本体から構成される。
- 2.2. 「操作装置」とは、制動又は制動の制御に必要なエネルギーを伝達装置へ供給するために運転者が直接操作する部品をいう。このエネルギーは、運転者の筋力、運転者が操作する他のエネルギー源又はそれらの組合せである。
- 2.3. 「伝達装置」とは、操作装置と制動装置本体を機能的に連結する構成部品の組み合わせをいう。伝達装置は、機械式、液圧式、空気圧式、電気式又はそれらの組合せである。制動力が、運転者が操作する運転者以外のエネルギー源によって得られる場合又はそれにより補助される場合には、システム内のエネルギー蓄積装置も伝達装置の一部である。

伝達装置は制御伝達装置及びエネルギー伝達装置という2つの独立した機能に分割される。本技術基準で單に「伝達装置」という用語が用いられる場合は、「制御伝達装置」と「エネルギー伝達装置」の両方を意味する。

- 2.3.1. 「制御伝達装置」とは、制動装置本体の作動を制御する伝達装置の構成部品の組合せをいい、制御機能及びそれに必要なエネルギー蓄積装置を含む。
- 2.3.2. 「エネルギー伝達装置」とは、制動に必要なエネルギーを制動装置に供給する構成部品の組合せをいい、制動に必要なエネルギー蓄積装置を含む。
- 2.4. 「制動装置本体」とは、制動力を発生する部品をいう。それは、摩擦式制動装置本体（自動車の2つの部品の相対的運動により生じる摩擦力による場合）、電気式制動装置本体（自動車の互いに接触することのない2つの部品の相対的運動により

装置をいう。

- 2.14.5. 「充電率」とは、駆動用蓄電池に蓄積可能な電気エネルギーの最大量に対する当該蓄電池に貯蔵されている電気エネルギー量の比をいう。
- 2.14.6. 「駆動用蓄電池」とは、自動車の駆動用電動機に動力を与えるために用いられるエネルギー蓄積装置をいう。
- 2.15. 制動性能に対する「公称値」を定めることは、制動のための入力に対する出力に係る制動装置の伝達関数の値を設定するために必要である。
- 2.15.1. 「公称値」は型式指定時に確認することができ、かつ、制動入力変数の大きさに対する自動車自体の制動率に關係する特性として定義される。

3. 要件

3.1. 一般規定

3.1.1. 制動装置

3.1.1.1. 制動装置は、通常の使用状態において受けける可能性のある振動に耐え、かつ、本技術基準の要件に適合できるように設計、製造され、自動車に取り付けられていること。

3.1.1.2. 制動装置は、腐食及び経時劣化に耐えられるように設計、製造され、自動車に取り付けられていること。

☆ 3.1.1.3. ブレーキライニングは、アスペクトを含まないこと。

3.1.1.4. 制動装置は、磁界又は電界により悪影響を受けないものであること。（これは、別紙6への適合性によって確認するものとする。）

3.1.1.5. 制動装置は、回転路面又はローラー式ブレーキテスター上での静的条件下で最大制動力が発生できるものであること。

3.1.1.6. 制動装置の故障検出信号は、それにより制動性能が低下しない場合は、制御伝達装置の制御信号を瞬時に（ただし10ms未満）中断させることができる。

3.1.2. 制動装置の機能

2.1に定義した制動装置は次の要件に適合すること。

3.1.2.1. 主制動装置

主制動装置は、いかなる速度及び負荷であっても、自動車の走行を制御し、安全、迅速、かつ、有効に自動車を停止させることができるものであること。この制動力は調整可能であり、かつ、運転者が運転席においてかじ取りハンドルから両手を離さずに行うことができるものであること。

3.1.2.2. 二次制動装置

二次制動装置は、主制動装置が故障したときに、主制動装置の操作装置を用いて自動車を適当な距離で停止させることができるものであること。この制動力は調整可能であり、かつ、運転者が運転席においてかじ取りハンドルから両